

令和3年5月14日

保護者様

埼玉県立川口北高等学校長

授業料等・諸会費減免申請について（お知らせ）

埼玉県では修学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われないように、授業料・入学料の減免制度を設けています。また本校では、諸会費の減免を行っております。減免対象者に該当し、減免を希望される場合には、下記のとおり申請手続きをお願いします。

なお、授業料については、就学支援金を受けていない方が対象となります。

記

1 免除の種類

授業料、入学料、諸会費（PTA会費・後援会会費）

2 減免対象者

次のような場合には、授業料・入学料及び諸会費の納入が免除される場合があります。

- ・保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、納入が困難となった場合
- ・保護者が死亡、又は長期の傷病にかかったため、納入が困難となった場合
- ・保護者の失職・転職等により家計が急変したため、納入が困難となった場合
- ・児童福祉法第41条又は第44条に規定する施設に入所している場合又は同法第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者又は家庭裁判所の選任により未成年後見人となった法人に身上監護されている場合
- ・保護者が当該年度の市町村民税の所得割額の納税義務を負わない場合
- ・保護者が受給している児童扶養手当の額が以下の額以上の場合

| 受給対象児童数 | 一月当たりの受給額 |
|---------|-------------|
| 1人 | 29,780円 |
| 2人 | 42,160円 |
| 3人 | 48,220円 |
| 4人以降 | お問い合わせください。 |

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯に属する場合
*高等学校等就学費（生業扶助）の受給対象となっている方を除きます。

3 減免期間

令和3年4月から令和4年3月までの12か月間

※7月以降に申請の場合は、原則、申請の翌月から令和4年3月までの期間となります。

4 申請書類の入手方法

お早めに事務室の窓口にてお受け取りください。

5 提出方法

事務室窓口を持参してください。

6 提出期限

令和3年6月21日（月）まで

7 その他

(1) 昨年度減免を受けられた方で、今年度も継続を希望される場合は、再度申請をお願いします。

(2) 生徒会費及び学年積立金は、減免の対象ではありません。

(3) 授業料については、就学支援金制度がありますので、基本的には減免申請の必要はございません。

就学支援金制度の対象とならない方で以下の事由が生じた場合には、**授業料減免等の対象となる場合がありますので、事務室にご相談ください。**

(ア) 年度途中で保護者の失職、転職等により家計が急変した場合

(イ) 年度途中で離別等により保護者の変更があった場合

| |
|---|
| 川口北高等学校 事務室 授業料担当 電話 048-295-1006 |
|---|